

朝日村雨水貯留設備設置補助金交付までの申請手続

申請者

建設環境課

1 設備設置の計画

設置を希望する設備の内容等を販売業者へご相談ください。

2 補助金の交付申請

交付申請書に、① 見積書及びカタログ等の写し ② 位置図及び計画図 ③ 設置前の写真 ④ 村長が必要と認める書類 を添付して提出してください。

※交付申請時の注意事項

- ・必ず設置の着工前に交付申請を行い、交付決定後に着工してください。
- ・交付決定は申請日より2週間程要します。余裕を持って申請してください。

3 補助金の交付決定

村で申請内容を審査し、交付が適正であれば交付決定通知書にて通知します。

4 設置工事の実施

交付決定通知書が届いてから資材の購入及び工事に着手してください。

5 変更等の承認申請

交付決定後に、申請内容の変更・事業の中止を行う場合、速やかに変更等承認申請書にて申請してください。

※変更等承認申請時の注意事項

- ・変更の内容次第で、別途添付書類の提出をお願いする場合があります。
- ・変更等の承認は申請日より2週間程要します。余裕を持って申請してください。

6 変更等の承認

↓
村で申請内容を審査し、変更等が適正であれば変更等承認通知書にて通知します。

7 設置工事の完了

↓
資材の購入先や設置業者から領収書を受け取ってください。
設置工事完了後の写真を撮影してください。

8 実績報告書の提出

↓
設置工事完了後、実績報告書に、① 領収書の写し ② 位置図及び竣工図 ③ 設置後の写真 ④ 村長が必要と認める書類 を添付して提出してください。

※実績報告時の注意事項

- ・実績報告は、設置を完了し、代金の支払いをした日から15日以内、または、交付決定日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

9 補助金の確定

↓
実績報告書の審査（村職員による現地調査を行う場合があります。）にて適正であれば補助金を確定通知書にて通知します。

10 請求書の提出

↓
交付請求書を提出してください。

11 補助金の交付

↓
交付請求書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

12 施設の維持管理

雨水貯留機能を保持するため、適正な維持管理をお願いします。